

地域建設業経営強化融資制度の導入について

平成23年4月より、地域建設業経営強化融資制度（工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度）を導入します。

【地域建設業経営強化融資制度とは】

中小・中堅元請建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について、未完成部分を含め流動化を促進する等により、中小・中堅元請建設業者の金融の円滑化を推進することを目的とした制度です。

制度の概要は、別紙「地域建設業経営強化融資制度の概要図」をご参照ください。

【杉並区において地域建設業経営強化融資制度を利用する場合の手続き】

1 利用できる請負企業

杉並区から公共工事を受注・施工している、資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅建設事業者

2 対象工事

- (1) 契約金額が1,000万円以上であること。
- (2) 当該工事の出来高が全体の2分の1以上であること。
- (3) 当該年度内に完了が見込まれること。ただし、債務負担行為に係る工事又は前年度から繰り越される工事については、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満であること。
- (4) 次に掲げる事項のいずれにも該当していないこと。
 - ① 低入札価格調査を受けた者が落札者となった工事
 - ② 区が役務的保証を必要とする工事
 - ③ 債権譲渡の承諾に不適當な特別な事由がある工事

3 債権譲渡の承認・契約

- (1) 財団法人建設業振興基金から債務保証を認められた事業協同組合等又は一定の民間事業者と債権譲渡契約を結ぶ必要があります。
- (2) 履行保証人と契約している場合は、履行保証人の承認が必要です。

4 杉並区への債権譲渡の承諾申請

(1) 申請先

経理課契約担当へ、債権の譲渡先と一緒に申請してください。

(2) 提出書類

- ① 債権譲渡承諾申請書（区指定様式）
- ② 債権譲渡契約証書の写し
- ③ 工事履行報告書（区指定様式）
- ④ 発効日から3月以内の債権譲渡人および債権譲受人の印鑑証明書
- ⑤ 東京電子自治体共同運営電子調達サービス建設工事等競争入札参加資格審査受付票の写し
- ⑥ 履行保証人が債権譲渡を承認していることを証する書類
- ⑦ 財団法人建設業振興基金が発行した債務保証承諾書の写し

【お問い合わせ先】

杉並区経理課契約担当 03-3312-2111 内線 1535~1537